

令和3年6月1日  
株式会社バリュープランニング

## 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年6月1日～令和7年5月31日

### 2. 計画内容

目標1 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を行う。

<対策> 妊娠、出産した女性労働者が安心して働ける職場を目指し、該当社員に対し制度の周知を徹底するとともに、出産に関する諸制度等を質問・相談できる窓口を設置する。

目標2 育児休業等を取得した労働者が継続して働ける職場を目指し、諸制度を実施する。

<対策> 子育てのため、時短勤務を行う社員に対し、時短勤務可能な期間を育児・介護休業法で定める「子どもが3歳になる誕生日の前日まで」から、「6歳に達する日の属する年度の3月31日まで」延長する。

目標3 所定外労働削減のための措置を実施。

<対策> 各月の労働時間の状況を速やかに共有し、業務改善を図る。